

京都大学文学部の組織に関する規程

(平成十六年達示第二十三号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学文学部（以下「文学部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学部長)

第二条 文学部に、学部長を置く。

2 学部長は、文学研究科長が兼ねるものとする。

3 学部長は、文学部の運営責任者として教育研究の編成に責任を持つとともに、文学部の業務全般を総括する。

(教授会)

第三条 文学部に、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(学科及び学科目)

第四条 文学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。

人文学科 哲学基礎文化学、東洋文化学、西洋文化学、歴史基礎文化学、行動・環境文化学、基礎現代文化学

(系及び専修)

第五条 文学部における学修の円滑な実施を図るため、文学部に、系及び専修を置く。

2 系及び専修に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

(内部組織)

第六条 この規程に定めるもののほか、文学部の内部組織については、学部長が定める。

附則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 文学部長の任期の改正について（昭和六十一年一月二十八日評議会可決・総長裁定）は、廃止する。